

みなと図書館への指定管理者制度導入について

みなと図書館に設置している貴重本などを保管する大型の閉架書庫等の諸室を活用した業務が、令和4年3月に開設を予定する新三田図書館へ移転することに伴い、みなと図書館の業務を整理し、令和4年4月から、みなと図書館に指定管理者制度を導入します。

1 これまでの経過

図書文化財課は、平成21年4月に、港区立図書館4館（三田、赤坂、高輪、港南図書館）で指定管理者制度を導入し、みなと図書館、麻布図書館の2館については、改築後の規模、事業内容等が不透明であることから、改築の終了時期等を勘案して、適切な時期に導入することとしました。

その後、平成23年12月に新たに開設した高輪図書館分室、平成26年7月に麻布図書館も改築に併せ、指定管理者制度を導入しました。

現在、みなと図書館のみが直営の区立図書館として、一部窓口業務委託により運営しており、他の5館1分室は、指定管理者による管理運営を行っています。

2 みなと図書館の業務の整理

全ての区立図書館への指定管理者制度の導入後も、公立図書館の役割として、児童、青少年、高齢者、障害者や外国人等の利用者に対するサービス、地域情報やビジネス、学習の支援など地域の課題に対応したサービスなど、多様なニーズに対応する資料収集や質の高い情報を、専門性を持ちながらバランス良く安定的に利用者に提供していく必要があります。

こうしたことから、図書文化財課は、基本的な方針（資料の収集方針、整理基準等）の策定やそれに基づく資料の選定、レファレンス事例の蓄積など、みなと図書館が担ってきた図書館運営に関する基幹的な業務を今後も引き続き担い、安定的な図書館サービスを提供していきます。

また、図書館資料の貸出、返却などのカウンター業務や民間のノウハウや発想力を生かしたイベントの事業運営、戦略的な情報発信等の図書館運営業務は、指定管理者が担います。

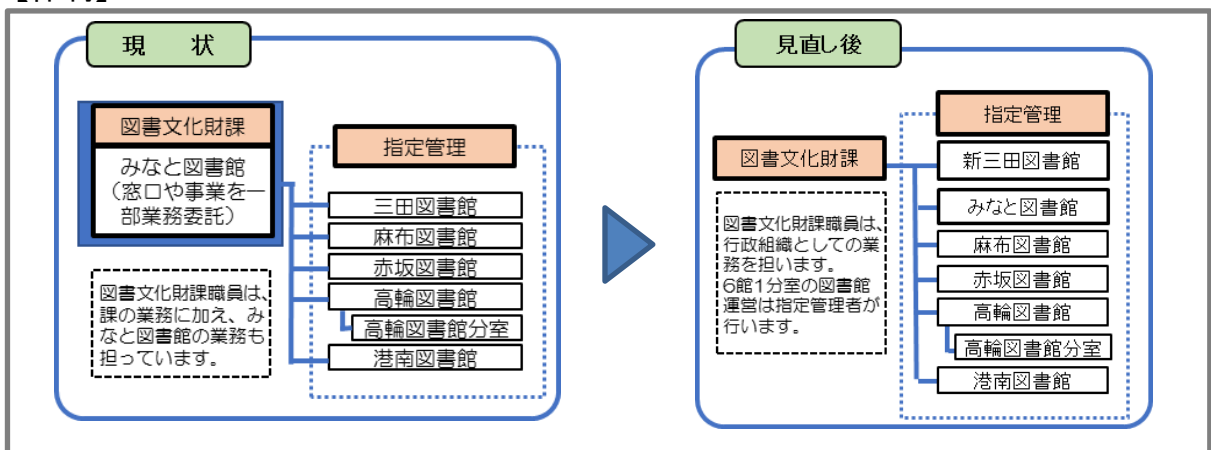
【図書文化財課と指定管理者の業務分担】

現状の図書文化財課とみなと図書館業務		内 容	今後の業務分担	
図書文化財課業務		【教育委員会組織としての行政事務】 (ア) 行政計画に関すること (イ) システムに関すること (ウ) 法規等に関すること (エ) 指定管理に関すること (オ) 財産の管理に関すること 等	図書文化財課	
付加している業務 みなと図書館に	みなと図書館長が担っている業務	【みなと図書館処務規程に規定する業務】 (ア) 図書館資料の収集方針及び整理基準等 (イ) 図書館資料の利用及び貸出しに係る基本方針 (ウ) 図書館事業に関する申請、照会、回答、通知 (エ) 図書館及び関係団体との連絡調整 等		
	みなと図書館の諸室等（拠点施設の業務）を活用した業務	【みなと図書館が有する諸室等を活用した業務】 みなと図書館に付帯設備された声の図書録音ブースや大型の閉架書庫等の諸室等を活用した業務	新三田図書館	指定管理者
地域図書館業務		カウンター業務、資料の貸出及び返却、図書館での文化事業等、区立図書館共通の運営管理業務	みなと図書館	

3 指定管理者制度の導入予定時期と導入後の体制について

みなと図書館への指定管理者制度の導入は、令和4年4月を予定しています。なお、制度導入後の図書館行政の推進体制は、下図のとおりです。

【体制】



4 今後、検討を要する事項

図書文化財課の組織及び執行体制、分掌事務のほか、「みなと図書館」「新三田図書館」の名称等については、今後、検討します。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年2月 第1回港区議会定例会（港区立図書館条例一部改正議案提出）
- 9月 第3回港区議会定例会（指定管理者の指定議案提出）
- 令和4年4月 みなと図書館で指定管理者による管理運営開始